

「自衛隊を海外に出させない」

2017年05月27日

『週刊金曜日』の5月26日号の「論争欄」に、私の下記の投書が掲載された。

安倍晋三首相は、憲法施行70年に当たる5月3日、東京都内で開かれた憲法改正を訴える集会にビデオメッセージを寄せ、2020年の五輪・パラリンピックの年を新しい憲法が施行される年にしたいと表明した。改定項目は、自衛隊の存在を明記することと高等教育の無償化を規定することの2点である。改憲について発言は、内閣総理大臣ではなく、自民党総裁の立場からであると言っているが、憲法99条は、[憲法尊重擁護義務]「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定している。内閣総理大臣であろうと自民党総裁であろうと、国会議員であるのだから、憲法尊重擁護義務を負っている。安倍首相の改憲発言は憲法違反に当たる。

新憲法の施行を2020年にする理由も、根拠がまったくない。五輪・パラリンピックに備えて「テロ等準備罪」が必要と言っているが、政治利用している。安倍首相は、現行憲法では、憲法学者の7~8割が自衛隊は違憲に当たると言っているから改定が必要であると言う。「安保関連法」は憲法学者の9割が憲法違反と表明したことを忘れたのであろうか。

現行憲法9条は、曲がりなりにも、70年間、平和を希求する国是としてきた。12年決定の自民党憲法改正草案では9条1項は、現行憲法をほぼ踏襲し、2項は「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と、戦力の不保持を削除し、自衛権を認めている。そして9条の2を新設し、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」と謳っている。今回、安倍首相は、現行憲法の1、2項を残して3項に自衛隊を明記すると述べたが、公明党の「加憲」に沿った主張をしているようだ。

8日の参議院予算委員会で、安倍首相は、9条を含む改憲の考えをビデオメッセージで表明したものを、「読売新聞」でもインタビューで掲載しているので、熟読するようにと発言した。国民の代表機関である国会で、説明し、議論することが当然であるが、自民党のお先棒を担ぐ一新聞社の記事を熟読せよとは、呆れ果てて物が言えない。民主党が政権時に高校授業料無償化を提唱したことを「バラマキ政策」と揶揄していたが、改憲と抱き合わせ、高等教育の無償化を言い出すことに、恥を感じないのであろうか。安倍一強体制での国民、国会無視の傲慢はここまで来たかと暗澹たる思いがする。日本の政治は、戦争責任を曖昧にしたことからはじめ、責任を負わない政治を醸成し、国民は不信感を募らせ、政治意思をもたない貧困に陥ってきたのではないか。自衛隊を海外に出させない世論を作り、これを実行することが日本の世界に発信するメッセージである。

『週刊金曜日』の4月28日の「憲法施行70年特集」号で、早稲田大学の水島朝穂教授が、今日の「ならずもの国家」は北朝鮮、イスラエル、米国の3ヶ国であると書いていた。まったく同感である。そして、「すでに米国による日本『占領』は72年におよび、安倍政権になって『本土の沖縄化』、『沖縄の復帰前化』も進んでいる」と指摘している。「特定秘密保護法」「安保関連法」「共謀罪」の三点セットで、自衛隊の海外派遣が大手を振って可能となる。その海外派遣は米軍のためである。戦争を止められない「ならずもの国家」の米軍との一体化は、歴史に大きな禍根を残す。何としても、自衛隊の海外派遣を阻止したいと思う。